

## 議第83号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月21日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第5項各号列記以外の部分及び第1号中「第10条の2の2第3号」を「第10条の3第4項第3号」に改める。

第16条中「第2条第7項」を「第2条第8項」に改める。

別表第2 京都橘大学地区の項中「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に改め、「道路の境界線」の右に「及び市道山科大宅緯22号線の北側端線に相当する隣地境界線」を加え、「隣地境界線（」及び「に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

京都橘大学地区に係る地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区における建築物の壁面の位置の制限を改める必要があるので提案する。